

質 問 ・ 回 答

令和8年6月9日公表

開札予定日	令和8年6月26日(金)
調達件名	創成川水再生プラザで使用する特別高圧電力 茨戸水再生プラザで使用する特別高圧電力 豊平川水再生プラザで使用する特別高圧電力 東部水再生プラザで使用する特別高圧電力 新川水再生プラザで使用する特別高圧電力 西部スラッジセンターで使用する特別高圧電力 伏古川水再生プラザで使用する高圧電力 厚別水再生プラザで使用する高圧電力 手稲水再生プラザで使用する高圧電力 手稲中継ポンプ場で使用する高圧電力 拓北水再生プラザで使用する高圧電力 厚別水再生プラザ汚水調整池で使用する高圧電力
電力の供給等に関すること	
質問1	【500kw以上の施設について】 現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。(頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。
回答	現在の契約電力から変更となる施設はありません。
質問2	【500kw以上の施設について】 現在の契約電力と直近12か月分の最大需要電力を教えてくださいませんか。最大需要電力の実績が現在の契約電力を超過している場合、最大値に合わせて契約電力の超過是正を行う予定はありますか。
回答	現在契約電力は「よくある質問1-1」のとおり。 直近12か月において、最大需要電力が契約電力を超過した施設はありません。
質問3	【500kw以下の施設について】 契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kW以上の協議制となる予定はございますでしょうか。仮に、契約期間中に協議制となった場合には契約単価の変更協議に応じていただけますでしょうか。
回答	現在の契約電力から変更となる施設はありません。
電気料金の請求・支払について	
質問4	弊社請求書様式として燃料費調整単価と市場価格調整単価は合算され燃料費等調整単価として表示されますのでご了承いただけますか。
回答	差し支えありません。

質問 5	<p>市場連動プランでの応札が可能な場合、以下、ご回答をお願いいたします。</p> <p>① 市場連動プランは、一般的な固定単価の設定ではなく、日々の市場を元に単価が変動する契約です。固定単価の請求項目とは異なりますが、問題ありませんか。</p> <p>② 内訳書は指定のものでは項目が不足しているため、任意様式でよろしいでしょうか。</p> <p>③ 従量料金単価に用いるエリアプライスについて、期間の指定はございますか。期間の指定がある場合、該当期間の 30 分値データをご共有いただけますか。</p> <p>④ 一部の契約単価は年度によって異なりますがよろしいでしょうか。</p>
回答	<p>入札にあたっては、入札書別紙「契約単価積算内訳書」に基づき、金額を算出してください。</p>
質問 6	<p>支払に関する記載がございましたが、請求書受領後 30 日以内にご対応いただくことは可能でしょうか。</p>
回答	<p>契約書(案)第 11 条第 4 項のとおり、請求を受けた日から 30 日以内の支払いとされています。ただし、請求書が検針票を兼ねている場合は、請求書受領後に検査を行うこととなりますので、検査合格後(検査日から)30 日以内の支払いとなります。</p>
質問 7	<p>"弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。</p> <p>お客さまには WEB 上の『お客様ページ』にて請求書(施設ごとの内訳書アリ)を確認・ダウンロード・印刷して頂くこととなりますが、ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております、毎月の受電月報(30 分データ)の提供は、WEB からのダウンロードにて可能ですのでよろしくをお願いします。"</p>
回答	<p>差し支えありません。ただし、毎月 WEB 上での請求書発行が完了した際に、担当部署が指定する組織用メールアドレス宛に通知メールを送信してください。</p>
質問 8	<p>"銀行振込により振込手数料が発生した場合、民法第 484 条、第 485 条の「持参債務の原則」に基づき該当手数料は振込者のご負担となります。予めご了承願います。"</p>
回答	<p>振込手数料は本市が負担します。</p>
質問 9	<p>弊社供給条件ではお支払期日は「支払い義務発生日の翌日から起算して 30 日以内」と定めております。支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日となります。ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また、弊社落札の際、契約書(案)においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。</p>
回答	<p>契約書(案)第 11 条第 4 項のとおり、電気料金は請求を受けた日から 30 日以内に支払います。</p> <p>また、契約書(案)の条文を変更することはできません。</p>

質問 10	<p>延滞利息について弊社の供給条件では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と記載されております。</p> <p>ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また、弊社落札の際、契約書(案)においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。</p>
回答	<p>契約書(案)第 11 条第 6 項及び第 8 項に基づき、請求させていただきます。</p>
質問 11	<p>契約書(案)第 11 条第 8 項につきまして、「100 円未満の端数があるとき、又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。」と記載がございますが、弊社では端数処理を「円未満切り捨て」で請求させていただいております。ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また、弊社落札の際、契約書(案)を上記の内容へ記載をご変更、または削除いただけますでしょうか。</p>
回答	<p>契約書(案)第 11 条第 8 項に基づき、算定してください。</p> <p>また、契約書(案)の条文を変更することはできません。</p>
質問 12	<p>振込手数料が発生する場合は、民法第 484 条、第 485 条の「持参債務の原則」に基づき該当手数料は振込者のご負担となります。</p> <p>予めご了承願います。</p>
回答	<p>質問 8 のとおり</p>
質問 13	<p>よくある質問 2-15 にお支払いについて、指定の口座に振り込むとご回答がございましたが、振込みの場合、振込手数料はお客様負担をお願いしておりますので、ご了承いただけますでしょうか。</p>
回答	<p>質問 8 のとおり</p>
質問 14	<p>①紙の請求書の発行は必要でしょうか。なお、請求書は WEB 上のマイページにてご確認およびダウンロードいただけます。</p> <p>②発行が必要な場合、発行手数料(330 円)はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。</p>
回答	<p>①WEB 上での確認・ダウンロードで差し支えありません。</p> <p>②やむを得ず紙の発行を依頼する場合は、本市が負担いたします。</p>
質問 15	<p>請求書発行について、弊社では毎月 7 営業日頃の発送となっておりますがご了承いただけますでしょうか。</p>
回答	<p>差し支えありません。</p>

質問 16	<p>1 地点の請求書を複数に分割した請求書発行が必要な場合、以下についてご確認ください。</p> <p>① 分割請求書の発行対応は必須でしょうか。</p> <p>② 分割数をご教示ください。</p> <p>③ 分割した請求書には使用量や金額の内訳記載はされず、請求金額のみの情報となりますがご了承くださいませでしょうか。</p> <p>④ 通常の請求書を発行後、分割情報を提供いただき、その後分割請求書を作成いたします。分割請求書の発行には通常よりもお時間をいただきますがご了承くださいませでしょうか。</p> <p>⑤ 分割を行う場合、各施設の分割後の請求金額をご提供いただく必要がございます。子メーター等で計測した使用電力量を元に弊社で請求金額を算出する対応はできかねますがご了承くださいませでしょうか。</p>
回答	<p>1 施設 1 部署からの支払いになりますので、分割した請求書の発行は不要となります。</p>
質問 17	<p>契約単価積算内訳書に【計算式】契約電力 (a) × 基本料金単価 (b) × (185-力率) / 100 と記載がございますが、請求時の基本料金の算定方法について、弊社では (基本料金単価 × 契約電力) + 力率割引・割増相当額により算定しております。基本料金および力率割引については個別に計算しますが、力率割引の考え方は旧一般電気事業者の定義と同じです。例) 力率が 100% の場合、基本料金を 15% 割引します。上記算定方法にてご了承くださいませでしょうか。</p>
回答	<p>電気料金は契約書 (案) 第 11 条第 2 項に基づき、算定してください。</p>
質問 18	<p>入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金 (燃料費等調整額がある場合はそれを含む) は小数点第 2 位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。</p>
回答	<p>電気料金は契約書 (案) 第 11 条第 2 項及び第 3 項に基づき、算定してください。</p>
質問 19	<p>契約書案第 9 条計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認くださいませでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承くださいませ。</p>
回答	<p>ご提示の対応で差し支えありません。</p> <p>ただし、請求書が検針票を兼ねている場合は、請求書受領後に検査を行うこととなりますので、検査合格後 (検査日から) 30 日以内の支払いとなります。(質問 6 及び質問 7 参照。)</p>

質問 20	合算請求書の発行が必要な場合、地点ごとの請求書内訳をまとめた一覧表の作成はできかねますが、ご了承いただけますか。
回答	合算請求書の発行は不要です。
質問 21	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんでしょうか。
回答	差し支えありません。
契約手続き・契約変更等について	
質問 22	契約保証金の免除につきまして、過去の実績書類を提出し要件を満たしている場合、確実に契約保証金免除の対象となる認識で相違ないでしょうか。
回答	<p>契約保証金の免除は、札幌市契約規則第25条第3号を根拠規定としていますが、一律に適用するものではなく、契約実績のほか、当該落札者が直近2年間に札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと、更に、開札時点での当該落札者の諸事情を勘案して、当該落札者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合にのみ免除を適用いたします。</p> <p>免除を適用する場合は、当該落札者が公共団体等との契約において、落札時点を基準とした過去2年間に履行が完了（電力供給契約においては、供給完了日がこの期間に該当している契約が対象）している同規模（契約種別、契約電力、予定使用電力量）の契約実績を2件以上確認します。</p>
質問 23	契約時において、燃料費等調整額については、入札単価算出時に適用した算定諸元（基準燃料価格、基準市場価格、算定式等）を契約期間中、継続して適用する対応で問題ございませんでしょうか。
回答	<p>お見込みのとおり。</p> <p>なお、算定諸元が変更となった場合は、契約書（案）第12条に基づき協議することとなります。</p>
質問 24	旧一電が公表する次年度4月以降に適用となる燃調諸元が大幅に変更になる場合は、弊社システム対応の関係で現行の諸元を継続するなど協議させていただくことがあることをあらかじめご了承ください。
回答	供給開始時点における算定諸元を継続して用いることも協議の範囲内です。（よくある質問 3-7 参照）。

質問 25	<p>契約単価には、需要場所を管轄する一般送配電事業者が適用する託送供給等約款に基づく託送料金が含まれておりますが、契約期間中に一般送配電事業者の託送料金等の改定があった場合、当該改定に伴う費用変動については、本契約における電気料金の見直し(単価変更)に係る協議対象となる認識でよろしいでしょうか。</p>
回答	<p>お見込みのとおり、契約書(案)第12条第1項に基づき協議することとなります。</p>
質問 26	<p>第11条(電気料金の算定及び支払い)に関し算定方法に関し詳細な追記がございませんでしたので 下記内容に修正・追記可能でしょうか。</p> <p>【料金計算】 毎月の料金計算は電気料金=基本料金+電力量料金とし 基本料金=基本料金単価×契約電力×力率(割引・割増) 電力量料金=電力量料金単価×使用電力量±燃料費調整額±再生可能エネルギー特別措置法に基づく賦課金(ただし、基本料金単価、電力量料金単価は消費税及び地方消費税を含むものとする。) 力率は需要場所ごとに、その一月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。 平均力率が85パーセントのときは、電気料金積算内訳書の基本料金とし、85パーセントを上回る場合、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しする。</p>
回答	<p>契約書(案)の条文を変更することはできません。</p>
質問 27	<p>契約内容に関する協議にはご対応いただけますでしょうか。</p>
回答	<p>契約の内容変更はできません。</p>
質問 28	<p>別紙:単価一覧は契約時の書面でしょうか。</p>
回答	<p>お見込みのとおり。</p>

<p>質問 29</p>	<p>"第〇条(違約金) 甲の責に帰すべき事由により発生する違約金についての記載がございませんので、下記文言を参考に条項の追加する旨の協議可能でしょうか。 『甲の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、甲は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、単価一覧に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じた額に、単価一覧に定める基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として乙の指定する期間内に支払わなければならない。』"</p>
<p>回答</p>	<p>契約書(案)の条文を変更することはできません。 ただし、契約書(案)第16条のとおり、履行期間内において想定のない事情により発注者が同条第1項に該当し、契約解除をすることとなった場合には、受注者は損害賠償を請求することができることとなっています。</p>
<p>質問 30</p>	<p>"第21条(雑則) 定めのない事項につき協議を行う際に 『受注者の電力需給約款参照の上』を追記お願いできますか。"</p>
<p>回答</p>	<p>契約書(案)の条文を変更することはできません。</p>
<p>質問 31</p>	<p>仕様書および契約書(案)に定めのない事項については、弊社供給条件および料金表によるものとなります。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際、契約書(案)においても上記の内容へ記載をご変更いただけますでしょうか。 仕様書につきましても、契約書(案)に合綴する場合は同様に變更いただくことは可能でしょうか。</p>
<p>回答</p>	<p>契約書(案)及び仕様書を変更することはできません。 ただし、契約書(案)や仕様書等に定められていない事項等については、必要に応じて協議します。</p>
<p>質問 32</p>	<p>消費税または、一般送配電事業者が託送料金の改定に伴う値上げ、値下げを行った際に、その改定分の契約単価変更を行いますかよろしいでしょうか。</p>
<p>回答</p>	<p>契約書(案)第12条に基づき、協議することとなります。</p>
<p>質問 33</p>	<p>契約書(案)第7条2項につきまして、契約電力の超過金について、弊社の供給条件では、「契約超過電力に料金表に定める基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増したものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。」と記載されております。 ご了承いただけますでしょうか。 弊社落札の際、契約書(案)においても上記の内容を記載いただけますでしょうか。</p>
<p>回答</p>	<p>契約書(案)第7条2項に基づき、協議することとなります。</p>

質問 34	<p>「契約保証金」の免除を受けるにあたり、必要な提出書類と提出時期をご教示いただけますでしょうか。</p> <p>契約書の写し等が必要な場合、契約した「履行証明願」「通知書」で代用は可能でしょうか。</p> <p>(当社は契約書の締結を省略しており、印鑑省略をした通知書(電気需給に関するお知らせ)をwebに掲載し契約をしているため、通知書の写しを代用としております。)</p>
回答	<p>挙証書類の具体的な形式について特段の定めはありませんので、必ずしも「契約書や請求書の写し」のみに限定されるわけではありません。</p> <p>したがって、履行証明書等の別の資料を挙証書類としてご提出いただくこと自体は可能です。</p> <p>ただし、契約保証金免除の要件となる同規模の契約実績については、「契約種別」、「契約電力」、「予定使用電力量」及び「契約金額」等によって判断いたします。</p> <p>そのため、ご提出いただく資料(履行証明書等)に「契約金額」など実績の確認に必要な情報が記載されていない場合は、同規模の判断ができないため、挙証書類として認めることができません。</p> <p>なお、必要書類等については、落札決定後、直ちに提出を求めることとなります。</p>
質問 35	<p>【500kw 以上の施設について】</p> <p>契約電力が 1 施設で 500kW 以上(協議制)の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。また、その際契約単価の変更協議には応じていただけますでしょうか。</p>
回答	<p>当初契約は、仕様書に示した契約電力で契約を締結することとなります。ただし、契約電力の変更(増)が必要になった場合は、契約締結後に必要に応じて契約書(案)第7条に基づき協議します。</p>
質問 36	<p>【500kw 以上の施設について】</p> <p>供給開始後に最大需要電力が契約電力を超過した場合、一般送配電事業者の指示のもと、超過金の支払いではなく契約電力の超過是正をいたします。(超過是正については弊社で決定するものではなく、一般送配電事業者の指示のもと対応すべき事項です。)その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんでしょうか。</p>
回答	<p>契約書(案)第7条に基づき、協議することとなります。</p>
質問 37	<p>①弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。</p> <p>②ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能ですか。</p>
回答	<p>供給開始時点における算定諸元を継続して用いることも協議の範囲内です。</p>
質問 38	<p>よくある質問・回答の質問 3-7、3-8 について、北海道電力の燃料費等調整額に係る算定諸元が変更された場合、基本料金・従量料金契約単価は協議可能だが、変更できるかどうかは協議の結果による、という解釈でよいですか。</p>
回答	<p>お見込みのとおり。</p>

質問 39	契約書案第 11 条 2 項(2)にございます「一般送配電事業者」(北海道電力ネットワーク株式会社)を、「旧一般電気事業者」(北海道電力株式会社)と読み替えてよろしいでしょうか。
回答	契約書(案)の条文を変更することはできません。
質問 40	契約保証金の免除を希望しております。落札後、契約保証金免除申請書を提出する予定ですが、提出期限等の定めがございましたらご教示いただけますでしょうか。
回答	契約保証金の免除は申請によるものではなく、発注者の判断で適用するか否かを決定します。したがって、免除の確認に必要な書類については、落札決定後、必要に応じて当該落札者に対して提出を求めます。 なお、必要書類等については、落札決定後、直ちに提出を求めることとなります。
質問 41	よくある質問・回答の質問 3-12 において「契約保証金免除申請に係る挙証資料の黒塗りは不可」とありますが、挙証資料がご契約書やご請求書など、具体的な金額が記載してある書類の場合、黒塗りをなしでのご提示が難しいです。この場合、仕様書や履行証明書など、弊社顧客の契約金額にかかわらない別の資料を根拠資料としてご提出しますが、認められますか。根拠資料は「ご契約書/ご請求書の写し且つ、黒塗りにしていない」のもののみが認められますか。
回答	質問 34 のとおり。 なお、どのような資料をご提出いただく場合であっても、資料の一部を黒塗りすることは認めておりません。
入札書・内訳書の記載方法・提出について	
質問42	料金算定時及び内訳書作成時における端数処理(月々の基本料金・従量料金は少数3位以下切り捨て、月次の電力量料金は円未満切り捨て)の対応でよろしいですね。
回答	「内訳書作成時」と「電気料金の算定時(請求時)」で端数処理の取り扱いが異なります。 1. 内訳書作成時については、お見込みのとおり。入札書別紙「契約単価積算内訳書」を作成する際の基本料金(常時契約・予備電力)と電力量料金のそれぞれの小計は、100 分の 1 円(1 銭)未満(円単位で小数点 3 位以下)を切り捨てて算出してください。 2. 料金算定時(請求時)について ご提示いただいた対応(月々の基本料金・従量料金の段階で小数点 3 位以下を切り捨てること等)は認められません。毎月の電気料金の請求については、契約書(案)第 11 条第 3 項に基づき、基本料金、電力量料金、燃料費調整額等をそれぞれ算定する段階では端数調整(切り捨て等)を行わずに合算し、合算した後の金額から 1 円未満の端数を切り捨てて算定してください。
質問43	提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定(例:開札日)等はございますか。また、ご指定様式に「印」のマークが無い書類は、押印省略でよいですか。
回答	提出する書類の日付は、書類を作成した日としてください。 入札書の日付は、作成した日(入札書の提出期限又はその前)としてください。 押印については、お見込みのとおり。

質問44	契約書の内容を変更することが難しいとのことですが、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。
回答	入札時や当初の契約締結時において、契約書(案)にすでに規定されている条文を変更するための協定書や覚書を締結することはできません。ただし、契約締結後において、契約書第12条に基づく事情変更や、第21条第2項に基づく定めのない事項等について協議を行い、双方が合意した内容につきましては、必要に応じて別途覚書や変更契約書等を締結して運用することとなります
質問45	入札金額を算出する際、下記の対応でもよろしいでしょうか。 <ul style="list-style-type: none"> ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。 ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 ・1年間の総額(税込)より入札金額(税抜)を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。
回答	入札書別紙「契約単価積算内訳書」に基づき、算出してください。
質問46	入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。郵送提出の場合、簡易書留またはレターパックで郵送いたしますが問題ありませんか。
回答	必ず、案件ごとに一つの封筒に入札書と契約単価積算内訳書を同封してください。なお、割印やホッチキス止め等は不要です。 郵送方法については、差し支えありません。
質問47	内訳書について任意様式で作成しても良いですか。
回答	入札書別紙「契約単価積算内訳書」の注1のとおり、下水道河川局のホームページにて公開している様式により難しいときは、準じた別の様式を使用することも認めています。
質問48	時間帯別メニューではなく、季節別プランでの入札参加および契約締結は可能でしょうか。
回答	入札にあたっては、入札書別紙『契約単価積算内訳書』により金額を算出してください。 また、電気料金は、契約書(案)第11条第2項に基づき算定してください。
質問49	時間帯別メニューでの応札も可能ですが、実際の請求書上の記載は一般メニューでの記載となりますがご了承いただけますでしょうか。
回答	電気料金は、契約書(案)第11条第2項に基づき、算定してください。

質問 50	弊社独自の算定方法に基づく燃料費調整額（電源調達調整単価）での応札、契約締結は可能ですか。
回答	契約書別紙「単価一覧」の【注 3】に基づき、算定してください。
質問 51	燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での応札、契約締結は可能ですか。
回答	特段、燃料費調整を行っていない事業者について、入札参加制限は設けておりませんが、契約時（電気料金の請求時）には、契約書（案）第 11 条 2 項に基づき、燃料費調整を適用した算定方法を用いていただくことになります。
質問 52	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。
回答	契約書（案）第 12 条に基づき、協議することとなります。
質問 53	落札者が決まらず 2 回目以降の入札が行われる場合は辞退させていただきたく考えております。その場合の初度入札書提出時に 2 回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要はありますでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますでしょうか。
回答	辞退届をあらかじめ提出する必要はありません。2 回目以降の入札を行う場合は、ご連絡いたしますので、その際ご提出いただきます。 辞退する場合は、入札書の金額欄に辞退と記入し提出してください。
質問 54	契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。
回答	契約書の提出期限は、契約の相手方の本社の所在地等、個々の事情を勘案し、落札者に提出可能な期日を確認したうえで、個別に設定します。
その他	
質問 55	今回の入札に関しまして、落札金額等の公表は公報等で実施される予定でしょうか。もし公表される場合には、弊社といたしましては「総額以外の詳細単価」につきましては公表をお控えいただきたく存じます。ご了承いただけますでしょうか。
回答	開札結果（入札等執行調書）については、下水道河川局庁舎 3 階カウンターで閲覧に供するとともに、下水道河川局のホームページに掲載します。 なお、入札等執行調書には開札日時及び場所、入札区分、参加者名、入札金額、落札者、落札金額を表示します。 また、契約広報にて、落札告示を行います。契約広報には、落札を決定した日、落札金額、落札者の氏名及び住所を掲載します。

質問 56	よくある質問・回答質問 4-14 について、開札日に落札業者が決定し、開札日に落札状況をお伺いできるということによいですか。
回答	お見込みのとおり。